

第 1 3 号議案

亀岡市立保育所条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市立保育所条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 5 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例

亀岡市立保育所条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 1 の項及び 2 の項を削り、同表の 3 の項を同表の 1 の項とし、同表の 4 の項から 8 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（保育料）

第 3 条 保育料は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成 2 7 年亀岡市条例第 1 1 号）の定めるところによる。

（事業）

第 4 条 市長は、保育所において保育を必要とする乳幼児の保育を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 休日保育事業
- (2) 一時保育事業
- (3) 延長保育事業

- 2 前項第1号から第3号までの事業を利用する乳幼児の保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 本梅保育所及び東本梅保育所を認定こども園に移行させるため、
両保育所を廃止すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。